

高齢者のみなさんへ

はしお元気村



『げんき風呂』オープン!

はしお元気村では、高齢者のかたがたに心身ともに元気になってもらおうと8月31日(火)にお風呂をオープンします。

このお風呂は『げんき風呂』と名づけましたので、多くの高齢者の皆さんご利用ください。

浴場

- ◆利用者 町内在住の60歳以上の方
- ◆利用日 火曜日から金曜日
- ◆利用時間 午後1時から午後4時
- ◆利用料 無料
- ※休館日はご利用できません。

リラクゼーション室(健康器具など)・談話室(囲碁・将棋など団らんの場)

- ◆利用者 町内在住の60歳以上の方
- ◆利用日 火曜日から日曜日
- ◆利用時間 午前10時から午後5時
- ◆利用料 無料
- ※町内在住の60歳未満の方、および町内在勤の方は従来どおり、有料でご利用いただけます。
- ※休館日はご利用できません。

◆問い合わせ先 はしお元気村
☎(57) 32332



はしお元気村では、福祉施設の機能を持たせ、高齢者の生活機能の維持向上を図るための介護予防教室の開催や、子育て支援として乳幼児を持つ親と子どもが集い交流を図るとともに、育児相談などを行うなかよし広場も開設しています。

また、軽運動・サークル活動・講演会などに利用できる多目的ホールをはじめ、会議・研修・音楽活動などにも利用ができる各種貸館施設があり、幅広い年齢層の方にご利用いただけます。

さらに、レストランも併設しており、少人数から最大60人の利用が可能な和室も備えています。食事を伴う会議、会食、グループでの宴会など用途に併せてご利用ください。

多くの方のご利用をお待ちしています。

必ず「届け出」してください

児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当の現況届

(8月2日～31日)

児童扶養手当の受給者の方には、現況届の案内通知を送付しますので、8月31日(火)までに「現況届」を提出してください。現況届は、受給資格や所得を確認して、受給できるかどうかを審査する大切な手続きです。提出がない場合は8月分以降の手当が受給できません。

また、届を2年間提出しないと受給資格がなくなりますので、ご注意ください。

※今回の現況届は、すでに児童扶養手当を受給されている母子家庭の受給者が対象です。

8月から新たに対象になる父子家庭の受給資格者については、11月30日まで認定請求書を提出してください。

★自立支援のための巡回就業相談★

児童扶養手当を受給している方を対象に、奈良県母子・スマイルセンター職員による巡回就業相談を実施します。就業についてお困りのことがあれば相談してください。

※予約が必要ですので、ご希望の方は、8月16日(月)までに福祉課に連絡してください。多数の場合は、予約順とします。

◆相談日時および人数

- 8月24日(火)
- 午後1時30分～ 1人
- 午後2時30分～ 1人
- 午後3時30分～ 1人

◆場所

さわやかホール 1階 相談室1

特別児童扶養手当の所得状況届

(8月11日～9月10日)

特別児童扶養手当の受給者の方には、所得状況届の案内通知を送付しますので、8月11日(水)から9月10日(金)までの間に「所得状況届」を提出してください。提出がない場合は8月分以降の手当が受給できません。

また、届を2年間提出しないと受給資格がなくなりますので、ご注意ください。

※2年続けて所得が限度額以上で支給停止となる方は、提出の必要はありません。

◆問い合わせ先 福祉課 社会・児童福祉係(さわやかホール内)

☎(55) 6771